

高知県就農希望者研修機関等認定要領

第1 趣旨

この要領は、高知県就農支援事業及び高知県新規就農者育成対策事業のうち就農準備資金・経営開始資金及び高知県就農サポート体制構築事業の実施にあたり、就農希望者に対する研修を行う研修機関等及び研修機関等が派遣する研修先等（以下「派遣研修先等」と言う。）の認定に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2 研修機関等

研修機関等は、次の各号のいずれかに該当するもので、うち4号及び5号は、第3以降の規定に基づき、知事が認定したものに限る。

- 1 高知県立農業大学校
- 2 高知県立農業担い手育成センター
- 3 高知県畜産担い手育成畜舎
- 4 市町村担い手育成総合支援協議会、市町村農業再生協議会
- 5 上記に掲げるもののほか、第3の規定に基づく認定基準を満たし、知事が特に必要と認める者
- 6 令和3年度までに、高知県就農希望者研修機関等認定要領に基づき認定した研修機関等

第3 研修機関等の認定基準

「新規就農者育成総合対策のうち就農準備資金・経営開始資金及び農地の受け手確保に向けた新規就農者誘致環境整備事業（研修農場の整備）における研修機関等の認定基準について」（令和7年3月31日農林水産省経営局就農・女性課長通知。以下「認定基準」という。）（別紙）による。

なお、研修カリキュラムにおいて、原則、研修1年目に農業担い手育成センターでの3ヶ月以上の基礎研修を受講することとするが、研修カリキュラムが当該基礎研修と同等以上と県が認める場合は、この限りではない。

第4 研修機関等の認定の手続き

- 1 認定の申請及び審査
 - (1) 研修機関等の認定を希望する者は、別記第1号様式による研修機関等認定申請書を知事へ提出するものとする。
 - (2) 知事は、認定基準に基づき研修機関等としての妥当性を審査し、認定することが適切と認められる場合は、別記第2号様式による認定通知書を申請者に通知するものとする。
- 2 認定の変更

認定を受けた研修機関等の重要な変更については、第4の1の手続きに準じて行い、別記第3号様式による認定変更申請書を提出しなければならない。

なお、重要な変更については、次に掲げるものとする。

 - ア 定款、規約・設置要領等の変更
 - イ 研修カリキュラムの変更

第5 派遣研修先等

派遣研修先等は、次の各号のいずれかに該当するもので、うち5号及び6号は、第6以降の規定に基づき、知事が認定したものに限る。

- 1 高知県立農業担い手育成センター
- 2 高知県畜産担い手育成畜舎
- 3 指導農業士又は指導農業士が経営する農業法人
- 4 令和3年度までに派遣研修先等の認定を受けた農業者等
- 5 5年以上の営農経験を持ち、第6の認定基準に基づき知事の認定を受けた農業者
- 6 5年以上の営農経験もしくは農業指導経歴を持ち、第6の認定基準に基づき知事の認定を受けた指導員を設置している法人及び団体

第6 派遣研修先等の認定基準

別記1から4の「派遣研修先等認定基準」により、審査し認定するものとする。

第7 派遣研修先等の認定の手続き

- 1 認定の申請及び審査
 - (1) 派遣研修先等の認定を希望する者は、別記第4号様式による派遣研修先等認定申請書、別記第5号様式による概要書及び必要書類を別記第4号様式の2に添えて、研修機関等へ提出するものとする。
 - (2) 研修機関等は、派遣研修先等が提出した派遣研修先等認定申請書及び概要書をもとに、別記1から4の「派遣研修先等認定基準」を用いて、派遣研修先等としての妥当性を審査し、派遣研修先等認定申請書の提出と併せて、審査に用いた別記1から4の「派遣研修先等認定基準」及び別記第6号様式による意見書を添付して知事に報告するものとする。
 - (3) 知事は、前号の報告に基づき派遣研修先等として認定する時は、別記第7号様式による認定通知書により研修機関等を通じて通知するものとする。
- 2 認定の変更

認定を受けた研修派遣先等の重要な変更については、第7の1の手続きに準じて行い、別記第8号様式による認定変更申請書を提出しなければならない。

なお、重要な変更については、次に掲げるものとする。

 - ア 営農類型の大幅な変更
 - イ 研修指導者等の変更

第8 個人情報

関係機関が一体となった農業施策に資するため、第5でいう派遣研修先等（第5の1に規定する者を除く。）は、別記第9号様式により、個人情報の共有に関する同意書を県に提出しなければならない。

第9 認定の取消

第2で認定した研修機関等及び第5で認定した派遣研修先等が、次の各号に該当するときは認定を取消することができる。

- 1 十分な指導を行わない、又は研修生が労働力の提供のみを行う場合など、適切な研修が行われていないと認められるとき。

2 その他知事が必要と認めたとき。

第10 その他

この要領に定めるもののほか、当該事業の実施について必要な事項は、知事が別に定める。

附 則（平成24年3月21日付け23高農担第832号）

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月26日付け26高農担第802号）

この要領は、平成27年3月26日から施行し、平成27年4月1日から適用する。ただし、同日以前に「高知県新規就農研修に係る受入機関等の認定について」（平成24年3月21日付け23高農担第832号）により認定した研修受入機関等については、なお従前の例による。

附 則（平成28年4月7日付け28高農担第14号）

この要領は、平成28年4月7日から施行し、平成28年4月1日から適用する。ただし、同日以前に「高知県就農希望者研修受入機関等認定要領」により認定した研修受入機関等については、なお従前の例による。

附 則（平成28年10月17日付け28高農担第528号）

この要領は、平成28年10月17日から施行する。ただし、同日以前に認定した研修受入機関等については、従前の例による。

附 則（平成30年6月27日付け30高農担第201号）

この要領は、平成30年6月27日から施行する。ただし、同日以前に認定した研修受入機関等については、従前の例による。

附 則（令和元年6月5日付け元高農担第138号）

この要領は、令和元年6月5日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則（令和2年4月13日付け2高農担第7号）

この要領は、令和2年4月13日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則（令和4年4月15日付け4高農担第33号）

この要領は、令和4年4月15日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則（令和8年3月18日付け7高農担第771号）

この要領は、令和8年3月18日から施行し、令和7年4月1日から適用する。